

戸田市

市立保育園における
医療的ケア児受け入れに関するガイドライン



令和3年11月

(令和5年11月一部改正)

～はじめに～

医療技術の進歩に伴い、恒常的に「医療的ケア」を受けながら自宅で生活する子どもたちが、全国的に増加していると言われていています。しかし、これまではそうした家庭や児童に対して、支援が十分に行き届いていない現状があり、様々な要望があがっていました。

そのため、平成28年5月の児童福祉法の改正を受けて、国から「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月）の通知が出され、地方公共団体は医療的ケア児への支援を行う体制整備に関し、必要な措置を講ずる責務が明記されました。

さらに、令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されたことにより、市は医療的ケア児及び家族のニーズに応じ、保育所の利用等に対しても最大限に配慮し、適切な支援を受けられるよう措置することが明確に示されたところです。

これらを受け、令和4年4月から市内保育園で医療的ケア児の受入れを開始するにあたり、本ガイドラインを作成し、基本的な考え方や留意事項、関係機関との連携、受入れの流れや手続き等を規定しました。

はじめて医療的ケアを必要とするお子さんを保育園に預ける保護者はもちろんのこと、ご本人にとっても入園は不安が多く、一方でたくさんのお友達の中で、遊びや生活を共にする期待も大きいものと思います。何よりも、児童及びその家族が安心して保育園を利用できるよう、また、周囲の子どもたちや保育士にとってもより良い保育が行えるよう、安全な保育体制を整えていかねばなりません。

そして、これらの支援が医療的ケア児の状況に応じて、成長のステージごとに切れ目なく継続されるように、関係機関等と連携して支援をつなげていきたいと思えます。

なお、このガイドラインは戸田市立保育園における実施に関して定めるものですが、その他の民間保育施設についても各々の状況を把握しながら、受入れの拡充を目指してまいります。

令和3年11月

こども健やか部長

I 基本的事項

1 医療的ケアとは

戸田市立保育園における「医療的ケア」とは、生活するうえで必要な「痰の吸引」「経管栄養」「血糖値測定」「導尿」等の医療行為を言う。また、医療的ケアの実施者は、集団保育における安全確保の観点から、戸田市立保育園においては看護師が行うことを原則とし、医療行為に該当しない範囲の補助については保育士が他の職員と協力しながら行う。

2 医療的ケアの実施について

医療的ケアが必要であり、かつ集団保育が可能な児童を対象として、戸田市立保育園の中で指定された施設で、看護師が医療的ケアの提供を行う。

ただし、保育園で提供する医療的ケアは、保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものである。

(1) 受け入れの要件

- ① 保護者の就労等の理由により、保育が必要なこと
- ② 主治医から集団生活が可能と認められていること
- ③ 医療的ケアが日常生活の中で、保護者及び児童に定着していること
- ④ 児童の病状や医療的ケアに関する情報が、保護者と保育園の間で十分共有でき、必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること
- ⑤ 児童の病状や健康状態が安定し、児童同士の関りの中で過ごせることができ、言葉、身振り等の意思疎通が可能であること

(2) 保育園で対応できる医療的ケアの内容

保育園で可能な医療的ケアの種別は以下とする。

- ① 口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ② 経管栄養（胃ろう・経鼻・腸ろう）
- ③ 導尿
- ④ 人工肛門（ストーマ）の管理
- ⑤ 血糖値測定・インスリン注射（投与量の調整を行わない）
- ⑥ 酸素管理

※ただし、上記範囲であっても児童の状況を総合的に判断し、受け入れ不可となる場合もある。（例：日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合）

や看護師による常時の観察や処置が必要な場合など)

(3) 対象児童

利用開始年度の4月1日時点で、満1歳の誕生日を迎えている児童

(4) 受け入れ体制

- ① 受け入れ時期は、4月1日入所を基本とする
- ② 実施園は、戸田市立新曽保育園とする
- ③ 受け入れ人数は、原則2名以内とする
- ④ 保育を行う日及び時間は、原則月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分までの必要な時間とし、土曜日及び延長保育は行わない。
(行事等で必要とした日は除く)

(5) 医療的ケアが提供できない場合の対応

- ① 担当看護師の勤務体制において対応できない場合には、戸田市立保育園の他園の看護師が代替対応を行う
※ただし、担当及び看護師の不測の事態等でやむを得ない場合は、休園や保護者の対応を依頼する場合もある

(6) 慣らし保育

- ① 児童が新しい環境に慣れると共に、医療的ケアを安全に実施するため、初日から一定期間、慣らし保育を実施する
- ② 慣らし保育の期間及び時間については、保護者と保育園の間で協議のうえ決定する。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間又は期間が延長又は短縮される場合がある
- ③ 慣らし保育は、保護者付添いのもと実施する。なお、園長が保護者の付添いが不要と判断した場合はこの限りでない

(7) 申込みにあたっての注意事項

- ① 4月入所の1次選考のみの受付とする
- ② 医療的ケア児枠が空いている場合に利用が可能となる
- ③ 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄、消耗品の廃棄については、各家庭での対応をお願いする
- ④ 与薬及び食物アレルギー対応は、市立保育園の基準に基づき実施する

Ⅱ 入所までの必要となる手続き

1 事前相談

(1) 専門職との面談

- ① 本ガイドラインに基づいて、受け入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施方法等について説明を行う
- ② 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容の聴き取りを行う

2 入所申請

(1) 申請書類の提出

- ① 通常の入所申請書類の他に医療的ケアに関する必要書類を提出する
 - ・医療的ケア実施申請書
 - ・お子さんの記録（医療的ケア児用）
 - ・特別支援保育申込児童の状況確認書
 - ・心身状況表（0歳～2歳未満）（2歳以上）
 - ・医療的ケア児に関する主治医の意見書【（保育のめやす0～2歳児用）又は（保育のめやす3～5歳児用）】

3 観察保育及び入所審査会議の実施

(1) 観察保育の実施

- ① 戸田市立保育園において観察保育を実施する
- ② 児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育園における集団保育を実施できるかどうかの確認を行う
- ③ 保護者から日頃の児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について必要に応じて確認する

(2) 入所審査会議の実施

観察保育終了後に入所審査会議を開催し、利用申込みのあった医療的ケア児の受け入れに関し、児童の発達状況を踏まえ、集団保育の可否について判断を行う

4 保護者への通知

(1) 集団保育可否の通知

- ① 入所審査会議にて決定した集団保育の可否について保護者に通知を送付する
 - ② 安全な受け入れに課題があり、受け入れが困難な場合は、関係機関と連携を図りながら、他施設や他事業への紹介等の対応を行う
- (2) 利用調整の実施
- ① 集団保育可否の通知送付後、利用調整を行い、入所の内定・保留を決定する。なお、利用調整前に集団保育可能となり、特別支援保育（医療的ケア児）の対象となった場合には、特別優先枠での利用調整を行う
 - ② 利用調整の結果（入所内定・保留）を保護者に通知する
 - ③ 内定後「医療的ケアに関する指示書」の記載を保護者から医師に依頼していただく

5 保育園での面談

(1) 内定面談の実施

- ① 受け入れ園において内定面談を実施する
その時に、面談の際に医師が記載した「医療的ケアに関する指示書」及び「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」を提出

<留意>提出された書類「医療的ケア実施申請書」、「お子さんの記録（医療的ケア児用）」及び「医療的ケアに関する指示書」の内容に実際との相違があった場合、保留や内定取り消しになる場合がある

Ⅲ 医療的ケアの実施体制

1 関係機関との連携

全ての子ども達が、楽しくお互いに育ち合うことができるよう、各々の役割を明確にし、連携をとりながら保育をすすめる

(1) 主治医との連携

- ① 医療的ケアの実施にあたっては、医師から「医療的ケア児に関する主治医の意見書【(保育のめやす0～2歳児用)又は(保育のめやす3～5歳児用)】」及び「医療的ケアに関する指示書」の提出を求める
- ② 継続的に主治医に相談できる協力体制を依頼し、医療的ケア児に健康上の問題や緊急時対応が生じた場合は、その都度指示内容を確認する

(2) 嘱託医との連携

- ① 日常的な相談ができる環境を整えるため、嘱託医とも連携を図り、保育園内で生じた問題等の相談ができる体制を整える
- ② 疾患や健康状況、対応内容について情報を共有し、指導や助言を受ける

(3) 保護者との連携

- ① 保育園は主治医の指示内容や留意事項等を十分に理解し、児童の様子を互いに確認し、報告し合い共有を図る
- ② 保育園が主治医と継続的に連絡を取り合えるよう、必要に応じた調整を保護者をお願いする。また、主治医が遠方の病院の場合等、緊急時に備えて、近隣の支援病院の指定を保護者に依頼する
- ③ 保育中の体調不良時に備え、常時保育園から連絡が取れるように、複数の連絡先を明確にする
- ④ 保護者の方が時間までにお迎えに来られない場合の代替体制を確認する

(4) 療育先との連携

- ① 医療的ケア児が主治医以外に療育機関等に通っている場合は、療育先の医師・看護師・理学療法士・作業療法士等とも、保護者の了解のもと、必要に応じて互いの医療的ケア支援計画等を共有する

(5) 小学校との連携

- ① 切れ目のない支援のために、就学先における受け入れ体制確保に向け、丁寧な調整を行い、円滑な移行を進める
- ② 保護者の同意のもと、保育園作成の保育所児童保育要録の他に医療的ケア支援計画等を、小学校への情報提供を行う
- ③ 児童の状況に合わせ、小学校での生活を想定し、医療的ケアの時間等、集団保育の中の調整できる範囲で就学前準備の取り組みを行う

IV 保育の継続

1 医療的ケア児の継続審査について

(1) 医療的ケア児の保育実施期間

- ① 医療的ケアを実施する期間は年度末までとする

- ② 医療的ケアを継続する場合は、必要な書類「医療的ケア実施申請書（継続用）」、「お子さんの記録（医療的ケア児：継続）」、「医療的ケアに関する指示書【（保育のめやす0～2歳児用）又は（保育のめやす3～5歳児用）】」を提出
 - ③ 特別支援保育審査会議にて、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合、市は継続して保育を実施する
- (2) 医療的ケアの内容変更について
- ① 受け入れ後、かつ1年度単位の特別支援保育審査会議前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて必要書類「医療的ケア実施申請書（継続）」、「お子さんの記録（医療的ケア児：継続）」、「医療的ケアに関する指示書【（保育のめやす0～2歳児用）又は（保育のめやす3～5歳児用）】」を提出する
 - ② 申請書類提出後、児童の健康状態等に基づき、集団保育の継続実施について、改めて審議する
 - ③ 市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は継続して保育を実施するが、規定以外の医療的ケアが必要になった場合は、退園となる
 - ④ 医療的ケアが終了する場合は、保護者は必要な書類（「医療的ケア終了届」と「主治医からの意見書」）を提出する
児童の発達等により、医療的ケアの対象児ではなく、特別支援保育の対象または、通常保育の対象に変更となる

V 安全管理体制

1 緊急時の対応

医療的ケア担当の看護師等だけではなく、全職員で様々な状況を想定し対応することが必要なため、個々のケースにおける各職員の役割や対応について、安全管理体制を確認する。

(1) 体調の変化や怪我等

- ① 保育中での体調の変化や、怪我等で医療的ケアの対応が難しくなった等の理由により、保育の継続が困難と保育園が判断する場合がある
- ② 保育園からの連絡があった場合、保護者は保育利用時間内であっても、速やかにお迎えにきていただく

- ③ 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等から連絡を受けた施設長（園長）の指示のもと、救急要請で搬送する

(2) 災害発生時

- ① 保育園の毎月の避難訓練では、個人の安全と集団の安全を確保するため、職員間で医療的ケア児を含めた対応について共通認識を図る
- ② 災害発生時、長時間保育園で過ごさなければならないことを想定し、緊急時の医療機関を把握し、事前に保護者と確認する
- ③ 生活必需品や医療に係る物品について、災害時に持ち出す物をリスト化し準備する
- ④ 停電を想定し、電気が使用できない状況下での対応も検討する

VI 必要な各種様式

- (1) 通常の入所申請の書類の他に必要な書類
 - ① 特別支援保育申込児童の状況確認書
 - ② 心身状況表（0歳～2歳未満）（2歳以上）
 - ③ 医療的ケア実施申請書（様式1-1）
 - ④ お子さんの記録（医療的ケア児用）（様式1-2）
 - ⑤ 医療的ケア児に関する主治医の意見書（保育のめやす0～2歳児用）（様式1-3）
 - ⑥ 医療的ケア児に関する主治医の意見書（保育のめやす3～5歳児用）（様式1-4）
- (2) 内定後に必要な書類
 - ① 医療的ケアに関する指示書（様式2-1）
 - ② 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（様式2-2）
 - ③ 医療的ケア実施承諾書（様式2-3）
 - ④ 緊急連絡体制・連携体制表（様式2-4）
- (3) 継続の際に必要な書類
 - ① 医療的ケア実施申請書（継続用）（様式3-1）
 - ② お子さんの記録（医療的ケア児：継続用）（様式3-2）
 - ③ 医療的ケアに関する指示書（保育のめやす0～2歳児用）（様式3-3）
 - ④ 医療的ケアに関する指示書（保育のめやす3～5歳児用）（様式3-4）
- (4) 医療的ケアを終了する時に必要な書類
 - ① 医療的ケア終了届（様式4-1）
- (5) 保育に関する書類
 - ① 医療的ケア支援計画（様式5-1）
 - ② 医療的ケア日誌（様式5-2）
 - ③ 医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式5-3）
- (6) 特別支援保育巡回相談における書類
 - ① 特別支援保育 個人票
 - ② 発達輪郭表
 - ③ 特別支援保育個別指導計画
 - ④ 相談票（前）
 - ⑤ 巡回相談後の記録
 - ⑥ 特別支援保育巡回相談カンファレンスの記録